



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外第 23 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

島根県公文書管理規程の一部改正

(総 務 課)

訓

令

島根県訓令第11号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 2 項中「出張所等」を「グループ等」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「それぞれの区分に従い、」及び「番号を」を削る。

第10条第 2 項中「、課長若しくは室長」を「若しくは課長（政策企画監を含む。以下同じ。）」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

隠岐支庁	隠岐保健所島前保健環境グループ及び土木建築局島前事業部
西部福祉事務所	邇摩・邑智生活支援スタッフ及び鹿足生活支援スタッフ
松江農林振興センター	農業普及部安来支所及び家畜衛生部
出雲農林振興センター	家畜衛生部
川本農林振興センター	農業普及部大田支所及び大田耕地事業所
浜田農林振興センター	家畜衛生部
益田農林振興センター	家畜衛生部
産業技術センター	浜田技術センター
松江土木建築事務所	広瀬土木事業所
木次土木建築事務所	仁多土木事業所
川本土木建築事務所	大田土木事業所
益田土木建築事務所	津和野土木事業所

別表第 2 の 1 の表環境生活部の項中

文化振興課
国際課
景観自然課

文
国際
景

を

文化国際課
自然環境課

文国
自

に改め、同表健康福祉部の項中

「健康福祉総務課 健総」を「健康福祉総務課 健総 地域福祉課 地福」に改め、同表農林水産部の項中「生産振興課 生 畜産振興課 畜」を

「農畜産振興課 農畜」に改め、同表土木部の項中「技術管理室」を「技術管理課」に改め、同表農林水産部商工労働部の項中「しまねブランド推進室」を「しまねブランド推進課」に改める。

別表第2の2の表地域振興部の項中「隠岐支庁健康福祉局 隠支健」を「隠岐支庁隠岐福祉事務所 隠支福 隠岐支庁隠岐保健所 隠支保」に改

め、同表環境生活部の項中「女性相談センター 女相 美術館 島美」を「美術館 島美 芸術文化センター 島芸文」に改め、同表健康福祉部の

項中「松江健康福祉センター 松健 木次健康福祉センター 木健 出雲健康福祉センター 出健 川本健康福祉センター 川健 浜田健康福祉センター 浜健 益田健康福祉センター 益健」を「東部福祉事務所 東福 西部福祉事務所 西福 松江保健所 松保 雲南保健所 雲保 出雲保健所 出保 県央保健所 央保 浜田保健所 浜保 益田保健所 益保」に、「身体障害者更生相談所 身更」を

「女性相談センター 女相 心と体の相談センター 心体相」に改め、「精神保健福祉センター 精 松江知的障害者更生相談所 松知更相 出雲知的障害者更生相談所 出知更相 浜田知的障害者更生相談所 浜知更相 益田知的障害者更生相談所 益知更相」を削り、同表農林水産部の項

中「安来地域農業普及部」を「農業普及部安来支所」に改め、

「仁多地域農業普及部 木農仁 掛合地域農業普及部 木農掛」を削り、「大田地域農業普及部」を「農業普及部大田支所」に改め、

「津和野地域農業普及部 益農津」を削り、「農業試験場 農試」を「農業技術センター 農技」に、

「畜産試験場 畜試」を「畜産技術センター 畜技」に改め、「緑化センター 緑化」を削る。

様式第11号中「課 係」を「課」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。